

日本書紀の葬送記事から見た 日本古代の葬送儀礼

松田 信彦

はじめに

本稿は、特に『日本書紀』に表れた記事を中心に、古代日本における葬送儀礼の様相を確認するものである。もちろん、『日本書紀』の記事に書かれたことを、そのまま実態として鵜呑みにすることはできないが、書かれたことを通して、当時の葬送に関する考え方を整理することは可能であろう。具体的には、葬送儀礼として表れてくる事例として、そのほとんどは天皇もしくはその他の皇族の崩御記事である。いわゆる臣下のレベルでは死亡記事はあっても、儀礼の記事はまず記されない。そこで、まずは崩御記事を確認した上で、それに関連して、殯、誄、葬（喪葬）などの記事を持つものだけを集めて、整理していくことにする。その作業をとおし、すこしでもその実態に近づければ幸いである。

1、天皇紀における葬送記事

まずは、歴代天皇の崩御記事及び葬送に関連する記事を見ていくことにする。もちろん、これらの記事が歴史的事実を直接的に記録したものであるとは考えにくいが、特に新しい時代においては、ある程度、記録された資料に基づいて書かれている可能性もある。また、古い時代は虚構であるといつても、逆に信憑性を持たせるために、ある程度書紀編纂当時の現実的な考え方反映されてくる可能性もあるだろう。そこで、以下のような表を作て日本書紀における葬送記事を整理してみた。⁽¹⁾

表1 天皇の葬送記事（※神功皇后は天皇と同列に扱う。）

天皇	記事年月	崩	殯	諂	葬（喪葬）
神武	神武天皇 76年3月	七十有六年の春三月の甲午の朔甲辰に、天皇、樞原宮に崩りましぬ。			明年的秋九月の乙卯の朔丙寅に歟傍山東北陵に葬りまつる。
	(綏靖天皇即位前紀)	(四十八歳に至りて、神日本磐余彦天皇崩りましぬ。)			時に神渟名川耳尊、孝性純に深くして、悲慕ぶこと已むこと無し。特に心を喪葬事に留めたまへり。
綏靖	綏靖天皇 33年5月	三十三年の夏五月に、天皇不豫したまふ。癸酉に、崩りましぬ。			
	(安寧天皇即位前紀)	(三十三年の夏五月に、神渟名川耳天皇崩りましぬ。)			
	安寧天皇 元年10月				元年の冬十月の丙戌の朔丙申に神渟名川耳天皇を倭の桃花鳥田丘上陵に葬りまつる。
安寧	安寧天皇 38年12月	三十八年の冬十二月の庚戌の朔乙卯に、天皇崩りましぬ。			
	(懿德天皇即位前紀)	(三十八年の冬十二月に、磯城津彦玉手看天皇崩りましぬ。)			
	懿德天皇 元年8月				秋八月の丙午の朔に、磯城津彦玉手看天皇を歟傍山南御陰井上陵に葬りまつる。
懿德	懿德天皇 34年9月	三十四年の秋九月の甲子の朔辛未に、天皇崩りましぬ。			
	(孝昭天皇即位前紀)	(三十四年の秋九月に、大日本彦耜友天皇崩りましぬ。)			明年的冬十月の戊午の朔庚午に、大日本彦耜友天皇を歟傍山南纖沙谿上陵に葬りまつる。
孝昭	孝昭天皇 83年8月	八十三年の秋八月の丁巳の朔辛酉に、天皇崩りましぬ。			
	(孝安天皇即位前紀)	(八十三年の秋八月に、觀松彦香殖稻天皇崩りましぬ。)			
	孝安天皇 38年8月				三十八年の秋八月の丙子の朔己丑に、觀松彦香殖稻天皇を掖上博多山上陵に葬りまつる。
孝安	孝安天皇 108年正月	百二年の春正月の戊戌の朔丙午に、天皇崩りましぬ。			
	(孝靈天皇即位前紀)	(百二年の春正月に、日本足彥國押人天皇崩りましぬ。)			秋九月の甲午の朔丙午に、日本足彥國押人天皇を玉手丘上陵葬りまつる。
孝靈	孝靈天皇 76年2月	七十六年の春二月の丙午の朔癸丑に、天皇崩りましぬ。			
	(孝元天皇即位前紀)	(七十六年の春二月に、大日本根子彦太瓊天皇崩りましぬ。)			
	孝元天皇				六年の秋九月の戊戌の朔

	6年9月			癸卯に大日本根子彦太瓊天皇を片丘馬坂陵に葬りまつる。
孝元	孝元天皇 57年9月	五十七年の秋九月の壬申の朔癸酉に、大日本根子彦國牽天皇崩りました。		
	(開化天皇 即位前紀)	五十七年の秋九月に、大日本根子彦國牽天皇崩りました。		
	開化天皇 5年2月			五年の春二月の丁未の朔壬子に大日本根子彦國牽天皇を劍池嶋上陵に葬りまつる。
開化	開化天皇 60年4月	六十年の夏四月の丙辰の朔甲子に、天皇崩りました。		
	開化天皇 60年10月			冬十月の癸丑の朔乙卯に、春日率川坂本陵に葬りまつる。
	(崇神天皇 即位前紀)	(六十年の夏四月に、稚日本根子彦大日日天皇崩りました。)		
崇神	崇神天皇 68年12月	天皇、踐祚して六十八年の冬十二月の戊申の朔壬子に、崩りました。		明年の秋八月の甲辰の朔甲寅に、山邊道上陵に葬りまつる。
	(垂仁天皇 即位前紀)	(六十八年の冬十二月に、御間城入彦五十瓊殖天皇崩りました。)		
	垂仁天皇 元年10月			冬十月の癸卯の朔癸丑に、御間城天皇を山邊道上陵に葬りまつる。
垂仁	垂仁天皇 99年7月	九十九年の秋七月の戊午の朔に、天皇、纏向宮に崩りました。		
	垂仁天皇 99年12月			冬十二月の癸卯の朔壬子に、菅原伏見陵に葬りまつる。
	(景行天皇 即位前紀)	(九十九年の春二月に、活目入彦五十狹茅天皇崩りました。)		
景行	景行天皇 60年11月	六十年の冬十一月の乙酉の朔辛卯に、天皇、高穴穗宮に崩りました。		
	(成務天皇 即位前紀)	(六十年の冬十一月に、大足彦天皇崩りました。)		
	成務天皇 2年11月			二年の冬十一月の癸酉の朔壬午に、大足彦天皇を倭國の山邊道上陵に葬りまつる。
成務	成務天皇 60年6月	六十年の夏六月の己巳の朔己卯に、天皇崩りました。		
	(仲哀天皇 即位前紀)	(六十年に、天皇崩りました。)		明年的秋九月の壬辰の朔丁酉に倭國の狹城盾列陵に葬りまつる。
仲哀	仲哀天皇 9年2月	九年の春二月の癸卯の朔丁未に、天皇、而て豊浦宮に殯して、无火殯斂をす。		是年、新羅の役に由りて、天皇を葬りまつること得

		忽に痛身みたまふこと有りて、明日に、崩りました。		ず。
(神功皇后 摂政前紀)	(九年の春二月に、足仲彦天皇、筑紫の権日宮に崩りました。)			
神功皇后 2年11月				二年の冬十一月の丁亥の朔甲午に、天皇を河内國の長野陵に葬ります。
神功皇后	神功皇后 69年4月	六十九年の夏四月の辛酉の朔丁丑に、皇太后、稚櫻宮に崩りました。		
	神功皇后 69年10月			冬十月の戊午の朔壬申に、狹城盾列陵に葬ります。
	(応神天皇 即位前紀)	(攝政六十九年の夏四月に、皇太后崩りました。)		
応神	応神天皇 41年2月	四十一年の春二月の甲午の朔戊申に、天皇、明宮に崩りました。		
	(仁徳天皇 即位前紀)	(四十一年の春二月に、譽田天皇、崩りました。)		
仁徳	仁徳天皇 87年正月	八十七年の春正月の戊子の朔癸卯に、天皇、崩りました。		
	仁徳天皇 87年10月			冬十月の癸未の朔己丑に、百舌鳥野陵に葬ります。
	(履中天皇 即位前紀)	(八十七年の春正月に、大鷦鷯天皇崩りました。)		
履中	履中天皇 6年3月	三月の壬午の朔丙申に、天皇、玉體不愈したまひて、水土弗調みたまふ。稚櫻宮に崩りました。		
	履中天皇 6年10月			冬十月の己酉の朔壬子に、百舌鳥耳原陵に葬ります。
	(反正天皇 即位前紀)	(六年の春三月に、去來穗別天皇、崩りました。)		
反正	反正天皇 5年正月	五年の春正月の甲申の朔丙午に、天皇、正寝に崩りました。		
	(允恭天皇 即位前紀)	(五年の春正月に、瑞齒別天皇崩りました。)		
	允恭天皇 5年7月		五年の秋七月の丙子の朔己丑に、地震る。是より先に、葛城襲津彦の孫玉田宿禰に命せて、瑞齒別天皇の殯を主らしむ。則ち地震る夕に當りて、尾張連吾襲を遣して、殯宮の消息を察しむ。時に諸人、悉に聚りて闕けたること無し。唯玉田宿禰のみ無。吾襲、奏して言さく、「殯宮大夫玉田宿禰、殯の所に見らず」とまうす。則ち亦吾襲を葛城に遣して、玉田宿禰を視しむ。	

	允恭天皇 5年11月			冬十有一月の甲戌の朔甲申に、瑞齒別天皇を耳原陵に葬りまつる。
允恭	允恭天皇 42年正月	四十二年の春正月の乙亥の朔戊子に、天皇崩りました。	是に、新羅の王、天皇既に崩りましたと聞きて、驚き愁へて、調の船八十艘、及び種々の樂人八十を貢上る。是、對馬に泊りて、大きに哭る。筑紫に到りて、亦大きに哭る。難波津に泊りて、則ち皆、素服きる。悉に御調を捧げて、且種種の樂器を張へて、難波より京に至るまでに、或いは哭き泣ち、或いは儻ひ歌ふ。遂に殯宮に參會ふ。	
	允恭天皇 42年10月			冬十月の庚午の朔己卯に、天皇を河内の長野原陵に葬りまつる。
	(安康天皇即位前紀)	(四十二年の春正月に、天皇崩りました。)		
安康	安康天皇 3年8月	三年の秋八月の甲申の朔壬辰に、天皇、眉輪王の爲に殺せまつられたまひぬ。		三年の後、乃菅原伏見陵に葬りまつる
雄略	雄略天皇 23年8月	八月の庚午の朔丙子に、天皇、疾彌甚し。百寮と辭訣れたまひて、並に手を握りて歎歎きたまふ。大殿に崩りました。		
	(清寧天皇即位前紀)	(二十三年の八月に、大泊瀬天皇、崩りました。)		
	清寧天皇 元年10月			冬十月の癸巳の朔辛丑に、大泊瀬天皇を丹比高鷲原陵に葬りまつる。
清寧	清寧天皇 5年正月	五年の春正月の甲戌の朔己丑に、天皇、宮に崩りました。		
	(顯宗天皇即位前紀)	(五年の春正月に、白髮天皇崩りました。)		冬十一月の庚午の朔戊寅に、河内坂門原陵に葬りまつる。
顯宗	顯宗天皇 3年4月	庚辰に、天皇、八釣宮に崩りました。		
	(仁賢天皇即位前紀)	(三年の夏四月に、弘計天皇、崩りました。)		
	仁賢天元年10月			冬十月の丁未の朔己酉に、弘計天皇を傍丘磐杯丘陵に葬りまつる。
仁賢	仁賢天皇 11年8月	十一年の秋八月の庚戌の朔丁巳に、天皇、正寝に崩りました。		
	仁賢天皇 11年10月			冬十月の己酉の朔癸丑に、埴生坂本陵に葬りまつる。
	(武烈天皇即位前紀)	(十一年の八月に、億計天皇崩りました。)		
武烈	武烈天皇 8年12月	冬十二月の壬辰の朔己亥に、天皇、列城		

	(繼体天皇即位前紀)	宮に崩りましぬ。 (己亥に、小泊瀬天皇崩りましぬ。)		
	繼体天皇 2年10月			二年の冬十月の辛亥の朔癸丑に、小泊瀬稚鷦鷯天皇を傍丘磐杯丘陵に葬りまつる。
繼体	繼体天皇 25年2月	二十五年の春二月に、天皇、病甚し。丁未に、天皇、磐余玉穗宮に崩りましぬ。		
	繼体天皇 25年12月			冬十二月の丙申の朔庚子に、藍野陵に葬りまつる。
	(安閑天皇即位前紀)	(二十五年の春二月の辛丑の朔丁未に、男大迹天皇、大兄を立てて天皇としたまふ。即日に、男大迹天皇崩りましぬ。)		
安閑	安閑天皇 2年12月	冬十二月の癸酉の朔己丑に、天皇、勾金橋宮に崩りましぬ。		是の月に、天皇を河内の舊市高屋丘陵に葬りまつる。皇后春日山田皇女及び天皇の妹神前皇女を以て、是の陵に合せ葬れり。
	(宣化天皇即位前紀)	(二年の十二月に、勾大兄廣國押武金日天皇、崩りまして嗣無し。)		
宣化	宣化天皇 4年2月	四年の春二月の乙酉の朔甲午に、天皇、桧隈廬入野宮に崩りましぬ。		
	宣化天皇 4年11月			冬十一月の庚戌の朔丙寅に、天皇を大倭國の身狹桃花鳥坂上陵に葬りまつる。皇后橘皇女及び基の孺子を以て、是の陵に合せ葬る。皇后の崩りまし年、傳記に載すること無し。孺子は、蓋し未だ成人らずして薨せませるか。
	(欽明天皇即位前紀)	(四年の冬十月に、武小廣國押盾天皇崩りましぬ。)		
欽明	欽明天皇 32年4月	是の月に、天皇、遂に内寝に崩りましぬ。		
	欽明天皇 32年5月		五月に、河内の古市に殯す。	
	欽明天皇 32年8月		秋八月の丙子の朔に、新羅、弔使未叱子失消等を遣して、殯に奉哀る。	
	欽明天皇 32年9月			九月に、桧隈坂合陵に葬りまつる。
	(敏達天皇即位前紀)	(三十二年の四月に、天國排闢廣庭天皇崩りましぬ。)		
敏達	敏達天皇 14年8月	秋八月の乙酉の朔己亥に、天皇、病彌留りて、大殿に崩りましぬ。	是の時に、殯宮を廣瀬に起つ。	馬子宿禰大臣、刀を佩きて誄たてまつる。
	(用明天皇即位前紀)	(十四年の秋八月に、渟中倉太珠敷天皇崩りましぬ。)		

	用明天皇 元年5月	(夏五月に、穴穂部皇子、炊屋姫皇后を斬さむとして、自ら強ひて殯宮に入る。)			
	崇峻天皇 4年4月				四年の夏四月の壬子の朔甲子に、譯語田天皇を磯長陵に葬りまつる。
用明	用明天皇 2年4月	癸丑に、天皇、大殿に崩りました。			
	用明天皇 2年7月				秋七月の甲戌の朔甲午に、磐余池上陵に葬りまつる。
	(崇峻天皇即位前紀)	(二年の夏四月に、橘豊日天皇崩りました。)			
	推古天皇 元年9月				秋九月に、橘豊日天皇を河内磯長陵に改め葬ります。
崇峻	崇峻天皇 5年11月	十一月の癸卯の朔乙巳に、馬子宿禰、群臣を詐めて曰はく、「今日、東國の調を進る」といふ。乃ち東漢直駒をして、天皇を弑せまつらしむ。			是の日に、天皇を倉梯岡陵に葬ります。
	(推古天皇即位前紀)	(三十九歳にして、泊瀬部天皇の五年の十一月に當りて、天皇、大臣馬子宿禰の爲に殺せられたまひぬ。)			
推古	推古天皇 36年3月	癸丑に、天皇崩りました。	即ち南庭に殯す。		
	推古天皇 36年9月			秋九月の己巳の朔戊子に、始めて天皇の喪禮を起す。是の時に、群臣、各殯宮に誅す。	壬辰に、竹田皇子の陵に葬ります。
	(舒明天皇即位前紀)	(三十六年の三月を以て、天皇崩りました。)			
舒明	舒明天皇 13年10月	十三年の冬十月の己丑の朔丁酉に、天皇、百濟宮に崩りました。	丙午に、宮の北に殯す。是を百濟の大殯と謂ふ。	是の時に、東宮開別皇子、年十六にして誅したまふ。	
	(皇極天皇即位前紀)	(十三年の十月に、息長足日廣額天皇崩りました。)			
	皇極天皇 元年12月				壬寅に、息長足日廣額天皇を滑谷岡に葬ります。
	皇極天皇 2年9月				九月の丁丑の朔壬午に、息長足日廣額天皇を押坂陵に葬ります。
孝德	孝德白雉 5年10月	壬子に、天皇、正寝に崩りました。	仍りて殯を南庭に起つ。小山上百舌鳥土師連土徳を以て、殯宮の事に主らしむ。		
	孝德白雉 5年12月				十二月の壬寅の朔己酉に、大坂磯長陵に葬ります。
	(齐明天皇即位前紀)	(天萬豊日天皇、後五年の十月に崩りました。)			
齐明	齐明天皇 7年7月	秋七月の甲午の朔丁巳(24日)に、天皇、朝倉宮に崩りました。			

	齊明天皇 7年11月		十一月の壬辰の朔戊戌(7日)に、天皇の喪を以て、飛鳥の川原に殯す。此より發哀ること、九日に至る。		
	(天智天皇即位前紀)	(七年の七月の丁巳(24日)に、崩りましぬ。)			
	天智天皇 6年2月				六年の春二月の壬辰の朔戊午。天豐財重日足姫天皇と間人皇女とを小市岡上陵に合せ葬せり。是の日に、皇孫大田皇女を、陵の前の墓に葬す。
天智	天智天皇 10年12月	十二月の癸亥の朔乙丑(3日)に、天皇、近江宮に崩りましぬ。	癸酉(11日)に、新宮に殯す。		
	(天武天皇即位前紀)	(十二月に、天命開別天皇崩りましぬ。)			
天武	天武朱鳥元年9月	丙午(9日)に、天皇の病、遂に差えずして、正宮に崩りましぬ。戊申(11日)、始めて發哭る。	則ち殯宮を南庭に起つ。辛酉(24日)に、南庭に殯す。即ち發哀る。		
			甲子(27日)の平旦に、諸の僧尼、殯庭に發哭りて乃ち退でぬ。	是の日に、肇めて奠進りて即ち誄る。第一に大海宿祢菖蒲、壬生の事を誄る。次に淨大肆伊勢王、諸王の事を誄る。次に直大參縣犬養宿祢大伴、總べて宮内の事を誄る。次に淨廣肆河内王、左右大舍人の事を誄る。次に直大參當麻真人國見、左右兵衛の事を誄る。次に直大肆采女朝臣竺羅、内命婦の事を誄る。次に直廣肆紀朝臣真、膳職の事を誄る。	
			乙丑(28日)に、諸の僧尼、亦殯庭に哭る。	是の日に、直大參布勢朝臣御主人、大政官の事を誄る。次に直廣參石上朝臣麻呂、法官の事を誄る。次に直大肆大三輪朝臣高市麻呂、理官の事を誄る。次に直廣參大伴宿祢安麻呂、大藏の事を誄る。次に直大肆藤原朝臣大嶋、兵政官の事を誄る。	
			(丙寅(29日)に、僧尼、亦發哀る。)	是の日に、直廣肆阿倍久努朝臣麻呂、刑官の事を誄る。次に直廣肆紀朝臣弓張、民官の事を誄る。次に直廣肆穗積朝臣虫麻呂、諸国司の事を誄る。次に大隅・阿多の隼人、及び倭・河内の馬飼部造、各誄る。	
			(丁卯(30日)に、僧尼、發哀る。)	是の日に、百濟王良虞、百濟王善光に代りて誄る。次に国國の造等、参赴るに隨ひて、各誄る。仍り	

			て種種の歌儀を奏する。
(持統天皇 称制前紀)	(朱鳥元年の九月の戊戌の朔丙午(9日)に、天渟中原瀬眞人天皇崩りましぬ。)		
持統天皇 元年正月		元年の春正月の丙寅の朔(1日)に、皇太子、公卿・百寮人等を率て、殯宮に適でて慟哭る。	納言布勢朝臣御主人誄る。禮なり。誄畢へて衆庶發哀る。次に楚衆發哀る。是に、奉膳紀朝臣眞人等、奠奉る。奠畢へて、膳部・采女發哀る。樂官、樂奏る。
持統天皇 元年正月		庚午(5日)に、皇太子、公卿・百寮人等を率て、殯宮に適でて慟哭る。	
持統天皇 元年3月		甲申(20日)に、花縵を以て、殯宮に進る。	是の日に、丹比眞人麻呂誄る。禮なり。
持統天皇 元年8月		八月の壬辰の朔丙申(5日)に、殯宮に嘗る。	
持統天皇 2年正月		二年の春正月の庚申の朔(1日)に、皇太子、公卿・百寮人等を率て、殯宮に適でて慟哭る。	
持統天皇 2年3月		三月の己未の朔己卯(21日)に、花縵を以て殯宮に進る。	藤原朝臣大嶋誄る。
持統天皇 2年8月		八月の丁亥の朔丙申(10日)に、殯宮に嘗りて慟哭る	是に、大伴宿禰安麻呂誄る。
持統天皇 2年11月		冬十一月の乙卯の朔戊午(4日)に、皇太子、公卿・百寮人等と諸蕃の賓客とを率て、殯宮に適でて慟哭る。	諸臣各己が先祖等の仕へまつれる状を擧げて、遡に進みて誄る。己未に、蝦夷百九十餘人、調賦を負荷ひて誄る。乙丑に、布勢朝臣御主人・大伴宿禰御行遡に進みて誄る。直廣肆當摩眞人智徳皇祖等の騰極の次第を奉る。 畢りて大内陵に葬りまる。

少々長くなつたが、この表から分かることを整理すると次ぎのようになる。

I、初代神武天皇から第13代成務天皇までの記事は、崩御記事と御陵記事のみしか記されない。

II、「殯」の記事は第14代仲哀天皇で初めて記され、以降は反正・允恭の両天皇に見られる他は、欽明天皇まではほとんど見られない。逆に、欽明天皇以後は、ほぼ原則として「殯」の記事が見られる。このことから、欽明天皇紀以前は、わずかな天皇紀をのぞけば、前述のIの性質を持つともいえる。

III、「誄」については、第30代敏達天皇に初見し、推古・舒明・天武の各天皇に見られるが、特に天武紀に集中して見られるのが特徴である。また、推古紀に喪禮の起源を記すことについては、史実かどうかは疑問。⁽²⁾

IV、以上を総合して、確認できることは、葬の記事を埋葬記事だと考えるならば、概ね古代における葬送儀礼は、当然のことながら崩御→殯・誄→葬の順で行われると考えてよい。ただ「葬」については、崩御から葬までの間隔が一定しない。もちろん、『日本書紀』が史書であるといつても、そのすべての記事が歴史的な事実であるとは、到底認められないのであるが、いくら虚

構であるといつても、どのようにその日程を今見るように設定したのかは一考しなければならないことである。そこで、以下のような表を作成した。

表2 歴代天皇の埋葬までの期間

		崩御年月日	埋葬年月日	間隔
1	神武	神武天皇 76年3月11日	明年9月12日	1年6ヶ月
2	綏靖	綏靖天皇 33年5月癸酉	安寧天皇元年10月11日	1年5ヶ月
3	安寧	安寧天皇 38年12月6日	懿德天皇元年8月1日	9ヶ月
4	懿德	懿德天皇 34年9月8日	明年10月13日	1年1ヶ月
5	孝昭	孝昭天皇 83年8月5日	孝安天皇 38年8月14日	38年
6	孝安	孝安天皇 102年正月9日	同上 9月13日	9ヶ月
7	孝靈	孝靈天皇 76年2月8日	孝元天皇 6年9月6日	6年7ヶ月
8	孝元	孝元天皇 57年9月2日	開化天皇 5年2月6日	4年5ヶ月
9	開化	開化天皇 60年4月9日	同上 10月3日	6ヶ月
10	崇神	崇神天皇 68年12月5日	明年8月11日	9ヶ月
11	垂仁	垂仁天皇 99年7月1日	同上 12月10日	5ヶ月
12	景行	景行天皇 60年11月7日	成務天皇 2年11月10日	2年
13	成務	成務天皇 60年6月11日	明年9月6日	1年3ヶ月
14	仲哀	仲哀天皇 9年2月6日	神功皇后 2年11月8日	2年9ヶ月
	神功	神功皇后 69年4月17日	同上 10月15日	6ヶ月
15	応神	応神天皇 41年2月15日	不 明	不 明
16	仁徳	仁徳天皇 87年正月16日	同上 10月7日	9ヶ月
17	履中	履中天皇 6年3月15日	同上 10月4日	7ヶ月
18	反正	反正天皇 5年正月23日	允恭天皇 5年11月11日	6年10ヶ月
19	允恭	允恭天皇 42年正月14日	同上 10月10日	9ヶ月
20	安康	安康天皇 3年8月9日	三年の後	3年 ?
21	雄略	雄略天皇 23年8月7日	清寧天皇元年10月9日	1年2ヶ月
22	清寧	清寧天皇 5年正月16日	同上 11月9日	10ヶ月
23	顯宗	顯宗天皇 3年4月25日	仁賢天皇元年10月3日	1年6ヶ月
24	仁賢	仁賢天皇 11年8月8日	同上 10月5日	2ヶ月
25	武烈	武烈天皇 8年12月8日	繼体天皇 2年10月3日	1年10ヶ月
26	繼体	繼体天皇 25年2月7日	同上 12月5日	10ヶ月
27	安閑	安閑天皇 2年12月17日	是の月	半月
28	宣化	宣化天皇 4年2月10日	同上 11月17日	9ヶ月
29	欽明	欽明天皇 32年4月(5日か?)	同上 9月	5ヶ月
30	敏達	敏達天皇 14年8月15日	崇峻天皇 4年4月13日	5年8ヶ月
31	用明	用明天皇 2年4月9日	同上 7月21日	3ヶ月
32	崇峻	崇峻天皇 5年11月3日	是の日	0ヶ月
33	推古	推古天皇 36年3月7日	同上 9月24日	6ヶ月
34	舒明	舒明天皇 13年10月9日	皇極天皇元年12月21日	1年2ヶ月
36	孝徳	孝徳白雉 5年10月10日	同上 12月8日	2ヶ月
37	齊明	齊明天皇 7年7月24日	天智天皇 6年2月27日	5年7ヶ月
38	天智	天智天皇 10年12月3日	不 明	不 明
39	天武	天武朱鳥元年9月9日	持統天皇 2年11月11日	2年2ヶ月

この表を見てもわかるように、短い場合は1, 2ヶ月から、長い場合は数年、数十年というものまであり、崩御から埋葬までの、大まかな手順はある程度一定なのかもしれないが、その期間は特に決まったものではなかったようだ。もちろん、墳墓を作るまでの時間なども関係してくるのかもしれない。ただ、ある程度は史実を反映させているであろう天皇紀ということから、例えば繼体天皇以後を見てみると、敏達・齊明あるいは天武といった一部の天皇をのぞけば、ほとんどが数ヶ月から長くても1年程度で、この辺りがだいたいの葬送儀礼期間と考えていいだろう。こう考えると、繼体天皇以前の場合でも、欽明天皇の一部の天皇や、反正天皇を例外と考えれば、だいたいの場合が数ヶ月から1年数ヶ月程度である。このことは、各天皇紀の記事を作成する際にも、ある程度（書紀編纂当時の）現実的な期間が設定されたと考えるべきである。当然、例外的に葬送儀礼の期間が長い個々の天皇紀については、別に考察する必要があろうが、それは次の機会に委ねる。

2、神話における葬送儀礼

さて、これまで虚構性があるにせよ、一応人代の葬送記事を確認してきた。それ以前の記事として、『日本書紀』の卷1及び卷2は、いわゆる神話を扱う神代卷として知られているが、ここにも神の死に関連する記述がいくつか見られる。当然、神話のことであり、まったくの虚構であることは間違いないので、ここに見られる葬送関連記事をそのまま受け取る訳にはいかないが、逆に神話の方が、他の（人代）伝説などより現実の世界に近いという場合もあるので、ここで一度整理しておきたい。手順としては、これまでと同様に、崩御記事と、それに関連する葬送儀礼の記事を持つものだけを集めた。以下、それをまとめた表である。⁽³⁾

表3 神話における葬送関連記事

神名	章段	崩（薨・死）	殯	諱	葬（喪葬）
伊奘冉尊	神代上 5-9	(注4)	伊奘諾尊、其の妹を見まさむと欲して、乃ち殯斂の處に到す。		
天稚彦	神代下 9-0	時に、天稚彦、新嘗して休臥せる時なり。矢に中りて立に死ぬ。	便ち喪屋を造りて、殯す。即ち川鷦を以て、持傾頭者及び持帝者とし、一に云はく、鶴を以て持傾頭者とし、川鷦を以て持帝者とすといふ。又雀を以て春女とす。一に云はく、乃ち川鷦を以て持傾頭者とし、亦持帝者とす。鳩を以て尸者とす。雀を以て春者とす。鶴鶲を以て哭者とす。鶴を以て造綿者とす。鳥を以て宍人者とす。凡衆の鳥を以て任事す。而して八日八夜、啼び哭き悲び歌ぶ。		
	神代下 9-1	即ち其の矢落ち下りて、天稚彦が高胸に中ちぬ。因りて立に死れぬ。	時に、天稚彦が妻子ども、天より降り来て、柩を將て上り去きて、天にして喪屋を作りて殯し哭く。		
瓊瓈杵尊	神代下 9-0	久にありて天津彦彦火瓊瓈杵尊崩りましぬ。			因りて筑紫日向可愛之山陵に葬りまつる。
彦火火出見尊	神代下 10-0	後に久しく述べて、彦火火出見尊崩りましぬ。			日向の高屋山上陵に葬りまつる
鶴鶲草葺不合尊	神代下 11-0	久しく述べて彦波激武鶴鶲草葺不合尊、西洲の宮に崩りましぬ。			因りて日向の吾平山上陵に葬りまつる。

以上のように見えてくると、最初の三例は主に「殯」の記事が中心で、埋葬記事はない。後ろの三例は「葬」の記事、つまり前節で特に I でまとめたような、初代神武天皇から第13代成務天皇までの崩御及び葬送記事と同様の性質を持つことがわかる。⁽⁵⁾

先にも述べたとおり、これらの記事から直接的に古代日本の葬送儀礼を確認できるものではないが、注目されるのは、まず、伊奘冉尊の死後の（と思われる）場面で、伊奘諾尊が「殯斂の處」に行く場面である。これから、想起されるのは少なくとも天皇紀の殯と同様、貴人の死後にそういう場が、当時設定されるという発想があったということである。現実の世界でありもしない儀式が神話で語られるということは考えにくい。このような神話の描写からも、当時の殯のスタイルが確認できよう。

また、天稚彦の記事からは、「殯」の場として、伊奘冉尊の例よりも詳しく「喪屋」の設定が見てとれる。同時に、その様子が「八日八夜、啼び哭き悲び歌ぶ」と記されていることにも注意すべきであろう。ここで、「川鷹を以て、持傾頭者及び持帚者とし、云々」とあるのは、ある程度脚色された虚構と考えてよからうが、喪屋を作つて八日の間にわたり、啼び哭き悲び歌んだというのは、注目すべきであろう。「八」という数字が一般に古代の聖数などと呼ばれたりもし、また数の多いことを表すとも言われるが、例えば、魏志倭人伝には、「始死停喪十餘日。當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒。」とあるように、当時の習俗として 10 日前後の喪の期間があつたこと、またその間、喪主は哭泣し、その他の人々は歌舞飲食をすることが知れる。その意味において、「八日八夜」は、あながちまったくの作り話ではなく、意外に現実の世界を反映しているのかもしれない。ただし、そもそも魏志倭人伝の記述が現実の世界を示しているのかという問題も、一方で出てくるであろう。これについては、2003 年に愛媛県松山市にある葉佐池古墳の調査報告が⁽⁶⁾、松山市教育委員会から出されているが、ここで興味深い報告がなされている。この葉佐池古墳が 6 世紀後葉の未盗掘の前方後円墳で、7 世紀前半まで追葬されていたことが分かっている。九州大学の田中良之氏の報告によれば、そこから出土した人骨で、1 号石室の B 号人骨とよばれるものに、2 種類のハエのサナギの殻が付着していたのであるが、ひとつは、死後すぐにたかる（産卵する）ハエと、もう一種は死後 3、4 日、あるいはそれ以上経って腐敗が進んだ頃にたかる（産卵する）ハエである。これらのハエは暗闇では活動しないことから、被葬者は死後数日間は石室などの密閉された空間ではない場所にあったことを意味する。つまり、これがいわゆる「殯」の期間ではないかと田中氏は推定している。

ただしこれだけでは、少なくとも数日以上というだけで、どのくらい後までかは分からぬが、この田中氏の報告によれば、別の古墳ではあるが、えびの市島内地下式横穴墓群 6・9 号墓（5 世紀後半と推定）における、女性人骨の骨盤付近から便が検出されている。これは死後、腸内にガスが充満して、その圧力で外に吹き出した便であると考えられている。死亡した季節などで多少の幅はあるものの、少なくとも死後 1 週間以上は経つてからだという。つまり田中氏の推測では、この被葬者は、死後一週間からそう遠くない時期には、埋葬されていたことを意味するという。

以上の 2 つの例を合わせて考えるに、死後数日ないしそれ以上はまだ埋葬されず、しかし、死後 1 週間から、そう遠くない期間には埋葬されているということが分かるというのが、田中氏の結論である。もちろん、これらの例が、当時の一般的な事例であるのかどうかは、なお今後の考古学的な調査が必要であろうが、少なくとも、これらの事例が、先に提示した古代の文献に残されている「殯」の記事と、基本的に矛盾しないということは、注意すべきであろう。

3、その他の場合

最後に、天皇以外の皇族や、他の氏族について確認しておく。

表4 皇后・皇太子・その他皇族・豪族の葬送記事

人名	記事年月	崩(薨)	殯	誄	葬
日本武尊	景行天皇 40年是歲	既にして能褒野に崩りましぬ。時に年三十。			即ち群卿に詔し百寮に命せて、仍りて、伊勢國の能褒野陵に葬りまつる。
磐之媛皇后	仁德天皇 35年6月	三十五年の夏六月に、皇后磐之媛命、筒城宮に薨りましぬ。			
	仁德天皇 37年11月				三十七年の冬十一月の甲戌の朔乙酉に、皇后を乃羅山に葬りまつる。
飯豊青尊	顯宗天皇 即位前紀	冬十一月に、飯豊青尊、崩りましぬ。			葛城埴口丘陵に葬りまつる。
麿戸豊聰耳皇子	推古天皇 29年2月	二十九年の春二月の己丑の朔癸巳(5日)に、半夜に麿戸豊聰耳皇子命、斑鳩宮に薨りましぬ。			是の月に、上宮太子を磯長陵に葬る。
蘇我馬子	推古天皇 34年5月	夏五月の戊子の朔丁未(20日)に、大臣薨せぬ。			仍りて桃原墓に葬る。
吉備嶋皇祖母命	皇極天皇 2年9月	丁亥(11日)に、吉備嶋皇祖母命薨りましぬ。			癸巳(17日)に、土師娑婆連猪手に詔して、皇祖母命の喪を視しむ。天皇、皇祖母命の臥病したまひしより、喪を發すに至るに及んで、床の側を避りたまはずして、視養たてまつりたまふこと倦ること無し。乙未(19日)に、皇祖母命を檀弓岡に葬りまつる。
十市皇女	天武天皇 7年4月	(7日)十市皇女、卒然に病發りて、宮中に薨せぬ。			庚子(14日)に、十市皇女を赤穂に葬る。
阿倍夫人	天武天皇 10年2月	戊辰(29日)に、阿倍夫人薨せましぬ。			
	天武天皇 10年3月				三月の庚午(4日)の朔癸酉に、阿倍夫人を葬る。
氷上夫人	天武天皇 11年正月	壬子(18日)に、氷上夫人、宮中に薨せましぬ。			辛酉(28日)に、氷上夫人を赤穂に葬る。
大伴連望多	天武天皇 12年6月	六月の丁巳の朔己未(3日)に、大伴連望多薨せぬ。			及ち大紫位を贈ひて、鼓吹を發して葬る。

これについては、神話の後ろ三代、または天皇紀の前半部分と同様、「崩(薨)」の記事及び、「葬」の記事のみで成り、非常に形式的な記述になっていて、「殯」「誄」の記事はない。それゆえ、これらの記事から、古代の葬送儀礼を推測するのは難しいが、注目すべきは、その多くが死去した同月ないし翌月には埋葬されていることである。これまでに確認したように、天皇などの特別な例以外は、死亡してから埋葬までの期間は、それほど長くはなかったと考えられる。端的に示しているのが例えば皇極天皇の母、吉備嶋皇祖母命の場合で、現代風に記せば薨じたのが皇極天皇2年9月11日で、埋葬記事が同月18日となっているので、その間ほぼ1週間である。また天武妃の十市皇女は、天武天

皇7年4月7日に薨じて、同月14日に埋葬記事があるので、やはり同様に、ほぼ1週間ということになる。また阿倍夫人は、薨じたのは天武天皇10年2月29日で、埋葬記事は翌3月の4日である。この年は2月は30日まであるので、亡くなつてから埋葬まで、5日間しかない計算になる。更に翌年正月18日に氷上夫人が薨じるが、埋葬記事は同月27日で、その間9日間であり、この辺りの日数が、天武朝の標準であり、まさに2節で述べた、天稚彦の殯の期間が「八日八夜」と記されることと、ほぼ一致している。⁽⁷⁾ その点から考えても、7世紀末当時の殯の期間は、ほぼ1週間前後であったと推定でき、これは先述の魏志倭人伝や、田中氏の報告にあるような実際の考古学的事例（6世紀末の葉佐池古墳、5世紀後半のえびの市島内地下式横穴墓群69号墓）とも矛盾しない。

おわりに

ここまで、『日本書紀』に表れた死亡から埋葬までの、葬送儀礼関連の記事をまとめてみたが、特別新しいことを見出したわけではない。しかし、このように時系列に葬送儀礼に関連する記事を抽出し並べることにより、本来断片的であった記事が一つのまとまりを持って見えてくる。その結果、死亡してから埋葬までの間に設けられていた殯の期間が、一般的には表4（あるいは神代卷の記述など）から1週間前後だったことが推測される。ただし、天皇については、『日本書紀』の記述を見る限り、これらの例よりも長く記されており、多くは数ヶ月から2年弱くらいの葬送に関わる期間が設定されているが、これが史実なのか、天皇を別格に扱うための虚構なのかは、今後更に考えなければならない問題である。

ただ、このような作業を通してにより、これまで見えなかつた何かが分かる場合もあり、この資料を基に今後新たな見解がでてくれれば幸いである。

（注）

- 1、『日本書紀』の読み下し文については、岩波日本古典文学大系本を用いたが、一部筆者により、改めた箇所がある。また、だいたいの場合、天皇崩御記事は、次の天皇即位前紀などで、2度繰り返されるため、重複した（2度目の）記事については、文字のポイントを下げ（　）内に記した。
- 2、推古紀には、宮廷儀礼なども含め様々な事柄の起源が語られる。これは史実という場合もあり得るが、むしろ、『日本書紀』編纂当時の様々な事柄の起源を、推古朝に求めるという発想の表れだと考えるべきである。
- 3、章段の中の数字について、初めの数字は段落の数、あの数字は第何番目の一書かを示し、本書の場合は0で表す。例えば第9段本書は9-0、第九段第1の一書は9-1で表すものとする。
- 4、この一書は、伊奘冉尊の死後から記述が始まる（いわゆる「前略」である）ので、死の場面の記載がないが、本来はあったものと考え、ここに載せる。
- 5、『日本書紀』神代下（卷二）は、その文章の性質が、卷三以降と近似していることは、かつて拙論「日本書紀における歴史八代の性格」（古事記年報46、H18.1）で述べたことがある。
- 6、『松山市文化財調査報告書 第92集』（H15.3）
- 7、これは『古事記』の「日八日夜八夜」の表記とあわせ、確かに古代の聖数「八」という考え方で、特に現実的な日数を表すものではないと考えるのは当然であるが、そうでない可能性（比較的現実の事象を示すこと）をも視野に入れながら、今後考えていく必要があろう。